

3 在留資格ごとの特徴

1) 技能実習生（外国人技能実習制度）

⇒ 3 ページ

- ・ 母国に貢献する「人材づくり」が目的
- ・ 日本の技能・技術・知識を実務・労働の中で学ぶ



2) 特定技能外国人（特定技能制度）

⇒ 4 ページ

- ・ 日本の人手不足な特定産業分野（企業）における即戦力
- ・ 技能実習修了者
- ・ 技能・日本語試験の合格者



【特定技能 1 号（12分野）：通算 5 年】相当程度の知識又は経験

介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造、外食業

【特定技能 2 号（2分野）：更新可】熟練した技能

建設、造船・船用工業

3) 留学生

⇒ 5 ページ

- ・ 日本の学校（日本語学校・専門学校・大学等）の留学生
- ・ 留学生の就労は、在学中か卒業後かで異なる



4) 専門的・技術的分野

⇒ 6 ページ

- ・ 本人の専門性と就労先での業務内容に関連性が必要
- ・ 一定の学歴や実務経験などの基準を満たす必要あり



5) 就労制限がない！？

⇒ 7 ページ

- ・ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
- ・ 制限なく就労できるが永住者以外は在留期間の更新に注意